

傷病性質コード表

大分類	分類項目	号番号(2桁)+分類コード (2桁)	枝番 (3桁)		
身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病 (3号)	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	03	01	000	
	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)		02	000	
	さく岩機、鋸打ち器、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害		03	000	
	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による		後頭部の運動器障害	04	000
			頸部の運動器障害	05	000
			肩甲帯の運動器障害	06	000
			前腕の運動器障害	07	000
			上腕の運動器障害	08	000
			手指の運動器障害	09	000
	01から09に掲げるもの以外の身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		99	000	
化学物質等による疾病(がんを除く。) (4号)	厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)にさらされる業務による疾病であって、厚生労働大臣が定めるもの	04	01	001~168 (※)	
	合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による疾病		フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	02	000
			塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾病	03	000
	すす、鉱物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患		04	000	
	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		05	000	
	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		06	000	
	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患		07	000	
	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水		08	000	
	石綿にさらされる業務によるびまん性胸膜肥厚		09	000	
	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症		10	000	
	01から10までに掲げるもの以外の化学物質にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		99	000	
粉じんの吸入による疾病 (5号)	じん肺症(管理4)	05	01	000	
	管理2又は3のじん肺に係る以下の合併症		肺結核	02	000
			結核性胸膜炎	03	000
			続発性気管支炎	04	000
			続発性気管支拡張症	05	000
			続発性気胸	06	000
			原発性肺がん(石綿肺の場合を除く)	07	000
			細菌、ウイルス等の病原体による疾病 (6号)	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	患者の診療の業務
患者の看護の業務	02	000			
介護の業務	03	000			
研究その他の目的で病原体を取り扱う業務	04	000			
動物若しくはその死体、獣毛、草その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	06	05		000	
湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症		06		000	
屋外における業務による悪虫病		07		000	
01から07までに掲げるもの以外の細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	99	000			